

バイオマス産業都市調査特別委員会

令和2年1月16日(木)

午後1時30分～午後2時45分

議会第1会議室

【出席委員】野中宣明委員長、松永幹哉副委員長、野中康弘委員、村岡 卓委員
久米勝博委員、堤 正之委員、山田誠一郎委員、中山重俊委員、
江頭弘美委員、山下明子委員、黒田利人委員、西岡義広委員

【欠席委員】

【委員外議員】川原田裕明議員、嘉村弘和議員

【執行部出席者】

- ・企画調整部 武藤企画調整部長
- ・環境部 喜多環境部長
ほか、関係職員

【案 件】

- ・バイオマス産業都市関連事業の状況について

○野中宣明委員長

それでは、これより第10回バイオマス産業都市調査特別委員会を開催いたします。

最初にマスコミのほうからテレビカメラの撮影の申し入れがありますが、いかがいたしましょうか。

(「どうぞ」と呼ぶ者あり。)

それでは許可します。

それでは、執行部のほうより説明をいただきたいと思います。

○江島バイオマス産業推進課長

それでは改めましてよろしくお願いいたしたいと思います。

本日の委員会におきまして議題を4つほど上げさせていただいております。1点目は、二酸化炭素の分離回収事業についてでございます。2点目が、藻類産業拠点地事業用地の整備状況及び今後の進め方についてということでございます。3点目に、これはほとんど御報告になるんですけども、台湾超臨界二酸化炭素活用事例の視察研修参加についてということで御報告させていただきます。それと4点目に、佐賀藻類バイオマス協議会の法人化についてということでございます。最後にお知らせとして情報発信事業についてのお話をさせていただきます。

それで1点目、二酸化炭素分離回収事業についての御説明を行います。

まず第1に販売量の御報告です。前回の特別委員会の中で今年の7月までの御報告をさせていただいておりますので、引き続き、8月以降の二酸化炭素の供給実績についての御

報告でございます。今年度 12 月までの供給量を記載させていただいております。合計として 1 万 6,792 キログラムですね。金額をいたしまして 61 万 3,323 円ということになっております。平均としましては、日量 61 キログラムの供給量ということでございます。前年同期比で考えまして 4 月から 12 月までの期間ですけれども、昨年が大体 77 キログラムの日量の供給量というふうになっておりまして、若干下がっているということでございます。特に、夏場の使用料が減っておりまして、それについてちょっと相手側とお話をさせてもらった中では作業労働の観点からですね、夏場はいわゆるその作業労働が苛酷になるということで、季節的な調整をしているということでございました。

2 点目に周辺の植物工場等の状況についての御報告でございます。

1 点目に、J A 全農夢ファーム事業でございます。施設の建築工事が進んでおりまして、12 月に施設としてはもう竣工しているということです。現在は本格的な栽培に向けて、準備されているということでございます。2 つ目のグリーンラボのバジル栽培でございますけれども、順調に作付が開始されてまして、本格的に出荷をされているという状況でございます。この両施設につきましましては、CO₂の供給につきましまして、配管の工事が今現在完了しておりまして、試験運転中ということでございます。今後さらに、本格的な栽培が進められていくものと期待しているところです。

波及効果としましては、これにつきましましては 3 施設で 65 名の確保ということで、季節変動を含んでおりまして、やはり冬季の人員を少し調整されているということでした。今後栽培に応じて拡充の予定だということでございます。また経済波及効果、2 次効果を含むものにつきましましては、前回の委員会の中で 39 億円以上ということで試算をしております、別の効果といたしまして、また今グリーンラボと商業高校生との商品開発もされているということで次世代への波及が期待されているところでございます。

続きまして 2 点目に入らせていただきます。

2 点目藻類産業拠点地事業用地の整備状況及び今後の進め方についてでございます。拠点地事業用地、いわゆる清掃工場北側の 21 ヘクタールの事業用地についてでございますけれども、この工事につきましましては、平成 29 年から 3 年間をかけて実施しているものでございまして、藻類培養の拠点地としての造成工事と、地元からの強い要望として上げられています河川改修を含めた水害対策の工事を同時に実施しているものでございまして、現在は今年度内の工事完了を目指して最終的な整備に着手しているということでございます。

1 点目に整備状況でございますけれども、売却する用地の造成工事についてはもう現在抱える完了しているということでございます。予定地周辺の道路水路の整備については、3 月をもって、完了する予定で進めているというところでございます。あと周辺道路の分筆登記のための測量でございますけれども、すいません、そこは 1 月中旬完了予定と書いていますが、1 月の下旬のですね、完了予定と変更させていただければと思います。申しわけございません。あと法定外の公共物の表題登記、あと国土調査の修正及びその法務局への登記の申

請につきましては、2月の中旬をもって完了させていきたいというふうに考えているところです。

あと2点目、用地の売却に関する状況でございます。売却予定区域の隣接地の境界確認に当たりまして、隣接地権者の同意が得られないカ所が1カ所ございます。そのために、境界の確定に時間を要する状況となっております。売却のための登記に時間がかかっていくということでございまして、売却予定先の企業との協議の中では、市に対してですけれども、売却予定地全体の一括購入ということで希望されておりました、売却予定地全体の登記を完了させた後に、売却の手続へと進んでいきたいというふうに考えているところです。

3点目に今後の進め方でございます。

売却予定区域の、隣接地等の境界を確定させると、そういう必要がございますので、法務局の筆界特定制度という制度を利用していきたいというふうに考えております。この制度を導入した場合ですけれども、筆界の特定までに要する時間といたしまして、8カ月から1年程度を想定するというところでございます。引き続き、今年度中に売却の予定先の企業との用地売買に関する何らかの確約、そういったものを文書で取り交わしていきたいというふうに考えているところです。その準備を行っていきたいというふうに考えております。あと、用地の活用に関する事業計画につきましては、平成28年度に提出されております農業振興地域整備計画からの変更があるのかなのか、そこあたりも含めまして、企業との協議及び情報の把握に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして3点目でございます。

台湾の超臨界二酸化炭素活用事例の視察研修への参加についての御報告でございます。

研修の目的といたしまして、佐賀藻類産業推進プロジェクトという地方創生推進交付金事業になりますが、その中における二酸化炭素超高压抽出技術を核とした技術支援というものがございます、その中の事業主体となるよう市内参加の企業の知識の向上であるとか、台湾における抽出物の活用方法や販路、国内での事業展開を図る意味での課題や、技術的また法的な課題の整理を行うことを目的として、研修を行ってきたところでございます。研修の実施の形でございますけれども、商工会議所連合会と台湾の経済団体である対日商務交流協進会というところがございまして、そこの業務協力覚書が2017年3月の20日に行われておりました、それに基づきます事業といたしまして、佐賀商工会議所のほうが主催をされております。佐賀市からは随行として2名が参加してきたというところでございます。

台湾では、超臨界二酸化炭素による有用成分の抽出であるとか、農作物からの農薬や重金属の除去、化学繊維の染色とかっていうものが既にもう商業化をされておりました、産官の連携による台湾超臨界流体協会というのが発足をされていると。あと、台湾の政府が推進しております、二酸化炭素排出削減関連三法というものを台湾としては、産業界としてビジネスチャンスとしてとらえておりました、二酸化炭素をテーマに、佐賀市における新産業創出

や環境ビジネス等の契機となっていけばということで、佐賀商工会議所会員企業による現地研修が行われることになったということでございます。

研修スケジュールにつきましては、昨年ですけれども11月の5日から8日までの日程で9名が参加しまして、内容としましては、いわゆるその協進会であるとか、超臨界流体協会とかの意見交換情報交換であるとか、二酸化炭素を活用されている関係機関の視察というものをメインに4日間行ってきたということでございます。

続きまして4ページ(4)番でございますが、2つの意見交換等の詳細につきましては、その表に記載されている内容で御確認いただければなと思うんですけれども、真ん中下のほう(5)の所見のほうなんですが、台湾における二酸化炭素の利活用技術につきましては、自動車であるとか、食品製造、一般機械の製造、プラスチック成形、印刷、各種洗浄、染色とかと多岐にわたっておりまして、佐賀において次世代産業に期待できるような技術ではないかということで反応を示されておりました。ただ、日本ではまだ実験とか研究レベルにとどまっているということは、やはり国内の厳しい規制等が産業界の障壁となっているということを実感したところであるということでございます。その課題が今後挙げられていくだろうというふうに考えております。この状況の改善につきましては、法律や、規格等の規制緩和を行うということについて、まず諸外国並みの、規制レベルへ緩和をすることが必要ではないかということで、本市の産業化の可能性をしっかりと見極めつつ、適宜、国や、そういった機関に働きかけていきたいというふうに考えております。

今後の展開につきましては、そこに3点ほど記載しておりますけれども関係省庁との協議、特に経済産業省になりますけれども、そこでの協議を申し入れたいと考えております。

あと勉強会の開催なんですけれども、台湾の事例の紹介であるとか有識者を招聘して、地元の見解を反映させていきたいというふうに考えております。また、超臨界流体との連携としまして、いろんな総合訪問であるとか意見交換等を実施できればと思っております。

それでは5ページに入らせていただきます。

佐賀藻類バイオマス協議会の法人化についてでございます。

バイオマス協議会につきましては、2017年に7月の10日に設立しております。現状としましては産学官金連携で、藻類関連事業の促進を図るプラットフォームとして今現在58企業と団体が加入をいただいております。企業として49社、その他が9社ということになっております。

課題といたしましては、社会的な法人格を有していない任意団体であるということでありまして、省庁とか、各種補助の申請団体と今なりえてない状況でございます。このことから、独自の収入の確保であるとか、事業支援を受けることを目的に法人化を今後目指していきたいというふうに考えているところでございます。この法人化を目指すに当たっては、想定される支援事業等なんですけれども、(2)番のとこなんですけれども、九州経済産業局の事例として3つほど挙げさせてもらっていますが、研究開発の施策とかの支援事業といたしまして、戦

略的基盤技術高度化連携支援事業、いわゆるサポイン事業と言われるようなもの、あとハード事業といたしまして、地域新成長産業創出促進事業費補助金であるとか、ソフト事業としましては専門家招聘型プロデュース支援事業などが各種ございますので、そういったところで、事業主体となるような、社団法人等の取得を目指していきたいというふうに考えているところでございます。

3点目に法人化に必要なスケジュールでございますけども、本年の2月に理事会を開きまして、社団法人会の承認をいただきたいと考えております。3月には臨時の総会を開きまして、権利義務の継承であるとか、解散から法人化への承認をいただきたいということで、その運びから4月の1日に新法人を設立させていきたいというふうに考えているところでございます。

最後でございます。6ページになるんですが、これはお知らせということで佐賀市のバイオマス関連事業についての情報発信につきまして、御報告お知らせをさせていただければなと思っているところです。

1点目の環境省のCOP25で佐賀市の二酸化炭素分離回収事業が紹介されたということは昨年の、12月4日に議会のほうにもお知らせをさせていただいた内容でございますけれども、改めてここで記載させていただいております。

2点目の環境省の情報発信事業としまして、ユーチューブのほうチャンネルに掲載をされておりまして、内容といたしましては、中長期的な気候変動対策の推進に対しまして、企業や自治体などの関係主体とのパートナーシップの強化を図りたいと、自主的な取り組みの促進が必要となってくると。さらに意欲的な取り組みにつなげていくためには、ビデオコンテンツをつくって環境省が発信をしていきたいということでございまして、今般、本市の二酸化炭素分離回収事業が取り上げられてございまして、その中で商業高校生との取り組みの事例が紹介されているということでございます。

あと最後なんですけども3点目外務省の令和元年度外国メディア向けのプレスツアー事業というのがございまして、日程としましては、1月29日になるんですけども、日本に駐在する主要外国メディアの記者が、取材にこられるということなんですけども、日本の政策広報上の重点テーマに沿って、そのテーマに関する正しい理解と対外発信を促すために、目的とした事業を外務省が実施をするというものでございます。

対象といたしましては、清掃工場の分離回収設備であるということと、アルビータあとJA全農夢ファームに取材の申し込みがっております。取材の記者といたしましては、アメリカ、スイス、デンマーク、ロシア、ベトナム、シンガポール、韓国、ほかにもありまして、約10カ国の記者の方がお見えになるというような状況になっているということでございます。

以上御報告いたします。それでは、御審議のほうよろしく願いいたします。

○野中宣明委員長

それでは、委員の皆様から御質問をお受けいたします。

○山下明子委員

ちょっと確認なんですけど1ページ目の資料で日量平均61キログラムという説明だったかと思うんですが、前年同期で70何キログラムっておっしゃいましたっけ。

○江島バイオマス産業推進課長

77キログラムでございます。

○山下明子委員

それで、前年同期が77キログラムで、今回が61キログラムで理由は夏場が過酷なので、夏場の作業をある程度セーブしたとか、調整したということだったと思うんですが、それは夏場が、この年のほうがより過酷だったとか長期に及んだからという理由なんですかね。そういう意味ですか。

○江島バイオマス産業推進課長

実は昨年度は、夏場にチラーを入れられまして、冷やす設備を導入されたっていうことがあって、こちらを入れて、要するに培養してみるということで、去年はそういった形でやられたっていうことなんですけど、ことしにつきましては作業労働の観点から、すごく過酷な労働になっていくっていうことで、少しその辺は調整をしたいということでの差が出ているということだと思っています。

○山下明子委員

つまりそのチラーを入れて作業すること自体が過酷なので、チラーは入れるけれども、その期間を調整するという意味なのか、チラーを入れて作業するということを見合わせるという意味なのかそれはどういうことなんですか。

○江島バイオマス産業推進課長

昨年はチラーを入れられて初めてのことであったので、それで培養できるのかを試験的にされたということでございまして、本年度は、チラーは入れてるんですけども、作業労働者がすごく過酷な状態になっていくので、作業そのものをストップしているということでございまして、チラーは入れてるけども、やはりかなり過酷な労働になるので、そこは調整をしたいということだということでございます。

○山下明子委員

わからないので1回みんなで見に行ったときに、私もついて行きましたが、具体的にはどういう作業の部分が、1番苛酷になるわけですか。

○江島バイオマス産業推進課長

まずグリーンハウスの中が50度近くになりますので、長いこと作業自体ができないということです。中でされるのは当然清掃作業であるとか、点検作業であるとか収穫作業をされますので、長い時間そこに入っていられないということで、その作業そのものをストップしているということでございます。

○江頭委員

1 ページ目の2番目の2の3のところの今後の進め方のところの、今年度中に売却予定企業との用地売買に関する確約を文書で取り交わすための準備を行うというふうに書いてありますけれども、これは、今までこの21ヘクタールの売却について、アルビータとの確約ってこの前に何かあったんでしょう。まずそれをちょっと。

○江島バイオマス産業推進課長

アルビータの親会社のシンシアになるんですが、日付としましては平成29年6月21日に、シンシアのほうから用地の取得の申込書というものをいただいております、それに基づいて工事を発注させています。

○江頭委員

ただそれだけ。ただこの21ヘクタールを全部買うとかいうことは、もうその時点で、そういう確約はあったんでしょ。何でここにね、今後この用地、これの準備が進んで、また新たな同じような確約じゃないでしょうか、当然21ヘクタールを買うっていうのは、そうしたきちっとした面積から何からという、もう詳細に詰めてたわけなんでしょう。そういうふうに僕はとってたんですけど、その辺を。

○江島バイオマス産業推進課長

確約につきましては、まだ21ヘクタールの面積の詳細までわかっておりませんでしたので、その売買契約を結ぶための詳細な面積、それと金額、時期を明記したものを記載することが契約になるのかなと思いますが、今確約と書かせていただいているのは、そういったその法律、法制上の文章の整理というのが、どこまでできるのかっていうのが、今ちょっと確認できてなくて、申しわけないんですが、この時点では確約と書かせていただいておりますけれども、21ヘクタールの事業用地の取得については、申し込みをされていまして、それについて我々はそういった形で申し込まれているので、我々はそこを認識してるんですけども、今ここに書かかせていただいているのは、確約、買う売買の確約ですね、金額と面積をきちっと書いたものについて、文書で交わしていくっていうことを今ちょっとここに記載させていただいているということでございます。

○江頭委員

だんだんわからんようになってきたんだけど、そうすると契約がおくれていくというふうにとられても仕方ないですね。今の説明では。

○池田政策審議監兼バイオマス産業推進課参事

21ヘクタールの分については整備が終わって、大体今年度内に整備が終わって売却しようということで、手続をずっと進めてきました。この売却する段階になって、筆界っていうか、境界査定ができない場所が出てしまったと。隣地の方の了解が得られなくて、それが出てしまったんで、その手続が終わるまでは、やっぱりどうしても売買ができないので、今年度末で終わらせたいと思ってたところがあったので、とにかく売却については、きちっ

と売買しますよってということの確認をやっぱりとっておきたいということで今回その確認をいただいて、手続が終わり次第買い取っていただきたいということを皆さんに御報告しているところです。

○江頭委員

もう1点、この1番下の文章。用地活用に関する事業計画については、平成28年度に提出されている計画からの変更等について情報の把握に努めるってということは、これは読みようによってはもう21ヘクタールをシンシアが買い取って、それからの計画が変更になるっていう前提のもとに、何かこう、そういうふうに取り取れても仕方ないような文章なんですよね。この辺のところをもうちょっと具体的に説明を。

○江島バイオマス産業推進課長

平成28年度当時に、シンシアから出されている事業計画につきましては、ヘマトコッカスでアスタキサンチンをつくっていくという事業計画を出されております。今のところそういう計画で出されておりますので、その計画のままで走っていいのかっていうところも、我々としては確認をしておきたいということなんです。実はヘマトコッカスだけで全部やるのかっていうことも、アルビータの事業計画そのものの中で、ヘマトコッカスではない藻類も考えていくとかいうことも言われておられましたので、そういったことを確認をしておきたいということでございます。

○江頭委員

要は、藻類培養についてこの21ヘクタール、その辺の詳細な部分ってということに関して、そういう読み方でいいということなんです。ヘマトコッカスの別にまた藻類の培養の方法もやるんだと。とにかくこの21ヘクタールはその藻類培養における計画なんだということと、詳細な部分をもう一度改めて、相手側と文書を交わすってということなんです。もうこれに21ヘクタールを全部使うということに対しては、全く相手側と市との認識は一致してるというふうにとっていいわけですね。

○江島バイオマス産業推進課長

そのとおりです。その詳細を、また確認をしていくということでございます。

○村岡委員

すいません、ちょっと土地の隣地の地権者との協議で、ここに8カ月から1年ぐらい期間がかかるというふうには書いてあるんですけども、その上で先ほど言われたような売買に関する確約をとっていき準備をしたいということなんですけど、これさっき言われた平成29年6月に土地購入の申し込みをされているってということなんですけれども、その際にはっきりとした契約ではないので、時期的なものの明記がされているかどうかちょっとわからないんですけども、相手方に見てみたら1年間購入が先送りになるわけじゃないですか。そうなったときに、当然企業の動き方として、1年なんかの計画が伸びるというのは、結構な影響があるのかなというふうには思うんですけども、例えばそうなったときに申し込

まれたときの条件で向こうがうんと言っていただけなのかどうかというのが心配なんです。

例えば購入しないとかは、ないと思うんですけども、21ヘクタールじゃなくてとかっていう話が出てくるとかってなると、話がややこしくなるんですけども、そういったところについてはちゃんとそこを確約として納めていきたいとお考えなのか。ということは、逆に言うと、そこが確約とれてないってということなので非常に不安定な状態じゃないかなというふうに思うんですけども。その点についてどのようにお考えですか。

○江島バイオマス産業推進課長

まず事業用地の一部の部分について、実は特定筆界でできなかった、用地が確定できないというところをございましたので、その部分を除いた部分を、まずその事業計画の中で示されておりますので、実はその用地で全体の1%ちょっとぐらいなんです。それで全体が引っ張られるよりは、企業の事業計画のとおりに進められたほうが良いという判断もあるかなということで、まずそういったことの相談に行きました。

企業からは、その土地の取得について、これまでいろんな係争を含めて、あった経験がおりで、非常にその辺にも神経を使うということでおっしゃっていらっしやいまして、希望として、最終的には全体をきちとした形で購入させていただきたいという希望がございましたので、期間として1年ほどずれる可能性もあるということは承知していただきまして、こういった確認であるとか文書での確認です。金額も含めたところの確認も了解をとれておりますので、そういった意味では、そこ全部を分かった上で、そういうふうにしていきたいということですので、そういった意味では、今御心配されていることはないのかなと思っています。

○村岡委員

その点について先方から、全体でっていう申し出があったっていうことなんですけども、これ、すいませんちょっとまだわからないかもしれませんが、今年度中なんでぎりぎりかもしれません。大体いつぐらいにそういう形として、取れるようなスケジュールというか、お考えかかっていう部分。

○江島バイオマス産業推進課長

筆界特定制度自体は、今ここに記載させていただいているように、8カ月から1年程度かかるのかなというふうに思っておりますので、企業との売買契約につきましても、それ以降とされているところ。来年度中のどこかではそういった形で、いわゆる売買契約の案件等、歳入の案件を議会のほうにお示しできればなと思っています。

○山下明子委員

土地の件ですが、その隣接地権者との同意が得られない部分というのは、ラインだけの問題なんですかね。そうすると、この筆界特定制度を採用するかどうかというものは、相手方の同意は要らないんですか。こちらは勝手に、こちら側の意思で、これでやりますよという

ことで、第三者、法務局を入れてしてもらおうということで、それで相手に納得してもらおうんだということでもいいわけですかね。もしもそれで相手が納得しないということはあるかないかということでもいいですか。

○循環型社会推進課事業化プロジェクト係長

当然、相手の方には、事前にこういう制度を使わせていただきますということは、申し入れはしたいと思っております。それから一応この制度に関しては、両側の地権者のどちらかが申出者となることで、法務局が職権で境界を筆界を決めるという制度ですので、どちらかが申し出るってというような、そういった形になってきます。

○武藤企画調整部長

この筆界特定制度っていうのは、境界を職権で決めていただく制度になります。境界が決まるとどういうことかという、そこに分筆作業ができるようになります。その今の筆界がわかりませんので、分筆ができませんので、その中で、水路であるとか、道路であるということが分筆できれば、売却する面積が分筆された確定がされるということで、企業のほうにそこも含めた全体のところの売却ができるということでございます。

ですので、法務局が間に入って、地権者に対するアプローチ、立ち会いとか求めたり物的証拠を示してくださいというふうなことで、行政側じゃなくて法務局のほうが動かされる制度となっておりますので、その中で法務局がここの場所だということを決められる制度となっております。

○山田委員

この企業側との売買についてですけれども、これはやはり隣接地の地権者との問題が解決すれば、即、売買契約になるということでしょうか。

○江島バイオマス産業推進課長

そのとおりでございます。

○山田委員

今、2番のところでは境界確定に時間を要する状況となっているということですが、これはいつまでもずるずるやっけていってしまうのではないかと思いますけれども、今、当局で、このめど、次期ですね、これが解決するめどっていうのは立っておられますか。

○江島バイオマス産業推進課長

筆界特定制度を使って、筆界を特定させていただいて、その時点で筆界が決まりますので、その時点で、面積を確定させて、売買契約に入りたいと思います。めどとしては、今、お示しています8カ月から1年程度で決着するというふうに考えております。それ以降の売買契約という形になるのかというふうに考えているところです。

○山田委員

その隣接地権者の方ですけども、この方との交渉っていうのは難航が予想されるのかとか、そういうのはどうでしょうか。

○江島バイオマス産業推進課長

難航が予想されております。ただこれは、制度として法務局が権限で行うものでございますので、難航することはあるかもしれませんが、決めていただくのは法務局ということでございますので、権限を持ってやられるというふうに我々は考えています。

○村岡委員

今、ちょっと契約が伸びるということなんですけど、前も出してもらったかと思うんですけど、いわゆる二酸化炭素の収入と支出の部分で、17年ですかね、めどでつくっていた部分があると思います。それで、当然、販売で、購入していただく相手方のいわゆる動きが1年ぐらいおくれる形になると思うので、これ当然、1番で示していただいているように、販売量の収入自体も、目標に至ってない段階プラス1年、大量に購入していただける相手先が1年先延ばしになるような形になるので、これ全体的なその計画、この数値的なもの見直しというのが必要ではないかなというふうに思うんですけども、この点についてどのようにお考えですか。

○池田政策審議官兼バイオマス産業推進課参事

当初の、一番最初の話をしてしますと、アルビータという会社に——今、2ヘクタールのところで藻類培養していただいておりますが、そこに加えてあと21ヘクタールのところで藻類培養地をつくってもらって、全体で10トン、スケジュールどおりにいけば、10トン使用してもらえれば、これは17年で回収できますという御説明をしていたと思います。

それで、この特別委員会の中で何度も御説明してきたとおり、そもそも、今2ヘクタールでやっている藻類培養のところが、二酸化炭素を効率よく溶かし込むナノバブルの装置をつけることによって、非常に少なく使用するようになった——企業としては当然のことかもしれませんが、多分、利用の量が10分の1ぐらいに減っているんですよ。それでも、効率よく水の中に溶かし込むことができているので、培養がうまくいっているという話がありまして、こういう企業努力をされるということが出てきましたので、私どもとしましては、やっぱり二酸化炭素をどんどん売っていかないといけないということで、ここで上げております、当初予定はしておりませんでした、一番最初の説明では行っておりませんでしたJAと一緒に連携してやっていくこととか、それから、新しい企業、二酸化炭素を使っただく企業を今、ずっと誘致することをやっています。今2社でございますが、今お話は、あの周辺のところではいろんな展開をやりたい、工業、農業合わせて、いろんなお話をいただいています。それを、10トンつくることができるようになっておりますので、これをはかせて、一番効率的に資金の回収ができるような、そういう仕組み作りというのを今一生懸命考えてます。

それで、この21ヘクタールももちろんその中の一つでございますので、この事業計画というのも私たちが早く知りたいなど。それに基づく今後の利用計画というのも立ってきますし、それから新しい企業、今の誘致をやっております企業さんたちの計画とかというのも

ありますので、そういったことも含めて、なるべく早く、その投資しました金額について回収できるようにということで、計画を立てていく必要は感じておりますが、今、ここはこれぐらい使うからということで、何年で回収できますということを改めてここでぱっとお示しすることはできないので、今そういう努力を進めていって、ある程度事業のめどが立ったところで、また改めて皆さんがたに御説明することができるかというふうに思っております。

今、とにかく企業の誘致とか、そういう御相談を受けてるところのお話を結びつける、この二酸化炭素と結びつける事業に全力を注いでるというふうに御理解いただきたいというふうに思います。

○村岡委員

その点は、十分、こちらとしても理解はしているつもりであります。ただ、いわゆる資料としていろいろ出していただいている前提条件が崩れているのであれば、それに見合った形の計画を示していただくのが、こちらとしてもわかりやすいんじゃないかなというところなんです。

具体的にいうと、いわゆる収入と支出の部分で数字を出してもらっていますけれども、実際それだけいってないという現実がありますので、例えば計画に対して現在こうだとか、そういう形の資料の提出——これは委員会としてお願いしないといかんのでしょうか、そういうふうな数字の出し方をして、要するに計画に対してこれだけ足りていないので、実際17年でという部分は、当初の計画で示した数字だからと言われればそれまでなんですけども、佐賀市の税金を使ってやっている事業ですので、それをそっくりそのまま市民の皆さんにやっぱり言えないですね。今こういう足りない状況で、こういう取り組みをして、次こういうのがあるからこういう見込みがありますというところまで含めて話をしないと。

結局、今努力をしています、いろいろ企業誘致してますと言っても、申しわけないですけど、やって当たり前の部分だと思っておりますので、そういったところの、例えば、計画では収入の部分ではこうでしたけれども、現在の収入の積み上げとしてはこれだけです、いわゆる赤がこれだけ出ますというようなところはしっかり示していかないといけないんじゃないかなというふうに思いますけど、いかがですか。

○池田政策審議官兼バイオマス産業推進課参事

今までも、収支計画——計画というんですかね、全体の投資に対して、今、どれぐらい回収できてるかというふうなものについては出しておりましたので、次の機会にでもそれはお出しすることは可能だと思います。

それから、JAゆめファームの事業も、実は、先方からこれぐらい使いますというふうなお話は伺ってるんですよ。結構大きな量を使いますというお話も伺ってます。それから、バジルのところについては、初めてバジルを栽培されるこのグリーンラボは、二酸化炭素を使う事業というのは初めて今回展開されますので、実際に動かしてみないと、どれぐらいの量

を使うかっていうのが大体想定ができないっていうようなことがございますので、ある程度動き始めたところで、このゆめファーム、グリーンラボが使われる量はこれぐらいなので、1年後にはこれぐらい使われますということはお示しできると思います。

そういったことがわかり次第、現状についての御報告というのはさせていただきたいというふうに思います。

○野中宣明委員長

これ販売収入の計画っていうのを、見通しっていうことで、もうこれ、委員会に提出されているんですよ。それでいくと21ヘクタールが完成して、いわゆる販売収入がこれだけ見通しありますよということで当初出されてあるんですけど、それが8カ月から1年ぐらい、境界の部分で伸びるっていうことなので、それでその分伸びないんじゃないかっていうことで言われてるんですよ。だから、そこが修正であったり、そういった数字をやっぱり示すべきじゃないか、現状を示すべきじゃないかということで言われてますので、そこを出されるということよろしいですか。

○池田政策審議官兼バイオマス産業推進課参事

私が申し上げたのは、そもそも2ヘクタールで1トン使うっていうことで、最初の計算が出されてました。実際にそれぐらいで、そのナノバブル装置を入れなければそういう、計画ではおられたっていうことでアルビータからお話があったんですが、実際にそのナノバブルを使い始めたら、二酸化炭素がかなり少ない量で済んでるという現状を私たちが見ておりますので、それが、21ヘクタールにふえた、10倍にふえたときに、全体がバイオ槽になったとしても、当初に申し上げたこれでも10トン使いますという話にならないと、それは1年2年ずれたからっていうお話では多分説明がつかないだろうというふうに思っております。ほかの今新しく出てきた事業まで含めて、この事業だとこれぐらい使うということの見通しが立ったところで、また改めて皆さんにそれをお示しすることは可能だというふうに思いますが、余りにも当初の見込みと、同じ事業に対する使用料が違い過ぎますので、それだけで御説明するのはかなり難しいかなというふうに思っていますので、もう少し数字が確定したところでお示しをできればというふうに思っていますので、そういうふうに、御理解いただければと思うんですが。

○村岡委員

すいません、これはどうしてもやっぱり技術革新とか、そういった部分で当初の見込みから外れていくところっていうのは、当然あると思うんです。なので、その都度の状況に応じた形の計画に見直す必要があるんじゃないのかなっていうことを言ってるんであって、ただ、申しわけないですけど、やっぱり今その使用される状況を把握して計画に反映させるっていう部分でいうと、もう自転車操業でもんね。売り先が決まってないのにどんどんつくっていったるっていうような感じに、普通の事業形態で考えた場合ですよ、ということになっています。

全体的に使用されてる金額も大きいわけですから、その辺のところはもう少しシビアに見ていく必要が当然、そういう心構えではあられると思うんですけども、毎回この委員会では説明を伺うたびに、その点のところ、突っ込まれながら、そういうお答えしかいただけてないので、その点のところを、もう少しシビアな形で見ていく必要があるというふうに思いますが、その点いかがですか。

○池田政策審議官兼バイオマス産業推進課参事

もちろんおっしゃることはよくわかりますし、そのとおりでと思いますが、先ほどから申し上げておりますとおり、私どももできる限りお示しをして御議論いただきたいというふうに思っていますが、ちょっと想定を大きく上回る利用の減という現状がやっぱり見えましたので、そのかわりに、いろんな利用っていうのを、今利用していただける企業に入ってきていただいているという、その努力をやっている真っ最中ではございますので、やっぱり数字をお示しするからには、その数字にやっぱり我々も責任を持たないといけないというふうに思っていますので。申しわけないということ、私どもは申し上げてまいりましたけれども、ただ次にお示しするときには、やっぱりその数字にきちっとした根拠を持ってお示ししたいと思っておりますので、もうしばらくお時間をいただきたいということ、ちょっときょうは申し上げているところです。

○江頭委員

今二酸化炭素の改修事業で一生懸命されてる話があつてんですけど、きょうの3番目、台湾の超臨界二酸化炭素活用、これを行うっていうことは、今の二酸化炭素の回収の装置では——僕もちょっと全く素人だからあれですけど、これを行うっていうことは、そこにまた施設整備、いろんなこの超臨界二酸化炭素を抽出するその整備とか、相当な費用とかいうものがかかってくるんでしょう。今の状況の中でこれをやるっていうことじゃない、商業化するっていうことはできないでしょ。まずそこから。

○江島バイオマス産業推進課長

今、二酸化炭素につきましては気体の状態で、パイプラインを通じてお送りをしています。超臨界につきましては、高温高压のプレス機械が必要ですし、液化の装置も必要になってきますので、そういった意味では新たな施設整備が必要ということでございます。ですので、今現在の設備でできるということではございません。

○江頭委員

今までの議論の中で、これだけ二酸化炭素の今の状況の中の改修事業、今一生懸命されると、並行してやるのではないんですけども、どこまで、二酸化炭素の回収事業に対しての議論の中でもなかなかうまくいかない中に、またこの超臨界の研究をいろんな調査をされて、そうやってまた、ここに費用をもって、バイオマス事業やっていくっていう、今後の見解というのが、ぱっと出されるんですけど、簡単に視察行ってきました、こういうものがありますって出されるんですけど、これを、今後どのように展開して、今の状況の中におい

て考えられることなのかどうかって。そんなになんかこうバイオマスの理想的な部分にこういうものをひっかけてくるような感覚がしてならないんですよね。

今、特別委員会の中で、もう前からもそうなんですけど、二酸化炭素の回収事業についていろんな意見が出てきて、中においてまたこれを、ただ行って、視察をして、こういう事業を考えてますっていうのは、ちょっと余りにも乱暴過ぎるんじゃないかっていうふうに思うんですけどね。その辺はいかがでしょうか。

○池田政策審議官兼バイオマス産業推進課参事

最初にちょっと前提でお話をしたいのが、二酸化炭素のこのバイオマス事業の中でやっています二酸化炭素の供給事業の中で、収支で考えている部分で、1つは先ほどから二酸化炭素の設備をつくりました。それから供給しています。その収支がどうかっていう問題が一つと、それから、二酸化炭素を供給することを始めたことによる地域への経済効果っていうのと、僕は2点考えないといけないかなというふうに思ってまして、経済効果については、以前から御報告しているとおおり、投資が10億円に対しておおよそ40億円ぐらいの経済効果も既にこの地域で出ているっていうのは、決算で計算してお示してるところなんですけど、その経済効果、要は二酸化炭素っていうのはたくさんあります。それをどう使っていくかっていうことを考えていく中の一つとして、工業利用っていうことで、超臨界二酸化炭素を使った工業というのも、一つ方向性として考えていけないということ、こういった視察というか、近くにですね、台湾にこういう非常に多岐にわたって利用されてるところがありましたので、そこを見に行ったところです。

これを今後どういった——例えば、民間企業でこれを取り組みましょうという話があれば、民間企業にその二酸化炭素を我々は供給するだけで済むかもしれませんし、そういった利用がある。これは、商工会議所の皆さん方に御視察いただいたということなんですけれども、そういう新しい産業をつくって雇用を生むというのは、経済効果をあらわす、一つの方法っていうんですかね、そういうものとしてこの超臨界二酸化炭素の活用ということでの視察をやったという報告をさせていただいたところです。

今、確かにこの委員会の中で御説明した中で、二酸化炭素をつくって売るというその収支のところでは非常に苦戦してるっていうか、最初に御説明した計画どおりには進んでないということは、もちろんおっしゃられているとおおりなんですけれども、じゃあ、その二酸化炭素を供給することによる経済効果っていうのは、かなり大きなものがあると。今後、今やっていますバジル栽培とかによる経済効果というのは非常に大きいことが期待できるとされておりますので、そういったことも含めて、この超臨界事業をやることによる経済効果っていうのも、大きく今後期待できるんじゃないかということ、今どうということが考えられるかの勉強を、現場を見てきてやっているということです。

これをやるからお金がどれぐらいかかるとか、そういう話は、まだする段階ではなくて、今、二酸化炭素を使う事業の工業利用の一つとして、この超臨界というのがあるっていうこ

とを視察して、皆さん方にも御報告を、お話が進む段階では、それぞれずっと御説明はしていききたいというふうに考えておりますが、そういうふうに御理解いただきたいと思えます。だから、これをやるから、もうちょっと儲かるよとかそういう話ではなくて、使い方の一つとして、いろんなのがあるんですね。工業利用っていうことでは、そういう中の、非常に有効なというか、なかなかまだ国内で超臨界事業をやっているところは少ないということで、可能性の大きい事業の一つとして考えていききたいということで、視察などをやっているところです。

○江頭委員

でも、結局は、これを工業化するって、経済効果経済効果と言われるんですけど、これは佐賀市が関与——そういう会社、こういうことをやりたいという企業があったとしても、そこに関与せないかんわけですね。超臨界の二酸化炭素供給っていうものをしなくちゃいけない、そこに対する投資額っていうのは、かなりやっぱり——佐賀市だって、今までずっと二酸化炭素の回収事業であったり、投資してきてるじゃないですか。それと同じように関与していかなくちゃいけないということは、当然のことだと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○池田政策審議官兼バイオマス産業推進課参事

その超臨界装置をどこがつくるか、誰がつくるかっていうことによると思うんですが、今、まず二酸化炭素パイプで供給しますよね。今農業利用とか何とかでも供給してるんですけども、その供給先のところを全部どっかの事業体がやるっていうことであれば、我々は供給するだけで済みます。ですから、この事業体、その超臨界事業をやるのか誰になるかによって、それは違ってきますし、どういう事業のやり方で誰がやるかっていうことは、このさき話が進んでいった中で、もちろん議会のほうにも御報告しながらやっていくことであって、もし供給するだけであれば、今までの農業利用と何ら変わらない。

それを、さっきから言ったように液化をして、超臨界装置をつくらないといけないので、多分数億円かかると思うんですけど、そういう装置を、事業として回収できるということであれば多分民間事業者がやると思いますし、そういうことについて今研究をやっているというふうに御理解いただければというふうに思うんですが。

○山下明子委員

この台湾研修に関して幾つかお聞きしたいんですが、まず、お2人行かれたのはどなたでしょうか、佐賀市から。

○江島バイオマス産業推進課長

バイオマス産業推進課から2名出ております。

○山下明子委員

職員の方、つまり幹部の方ではなく、職員の方ということなんですかね。

○江島バイオマス産業推進課長

係長1名と主任1名でございます。

○山下明子委員

ここにおられるんですよね。おられますか、この中に。

(「はい。」と呼ぶ者あり)

そうですね、できれば、直接感想を伺いたいなと思いつながらの質問でもあるんですが、台湾の場合は、二酸化炭素の事業が進んでいると書かれてるんですが、この場合の二酸化炭素というのはどこから供給されているものなのかとことですね。要するに、佐賀市の場合は何が注目されてるかという、排出している清掃工場の二酸化炭素を供給しているということで、何かこの新しくどこかからこの装置つくってつくり出してそれが売れないで困るといふ話とはちょっと違うような気がしているんですが、台湾の場合はこれだけいろんな分野にわたって使われているCO₂というのは、どのような形で供給されてるのかというのが一つ。

それからもう一つは、所見の中で、国内でのさまざまな規制緩和が必要だと思われると言われてるんですが、規制緩和というのが必要な場合はもちろん必要などころがあるんでしょうが、やっぱり警戒したくなるような部分もあるわけですよね、当然ね。だから、どういふところがネックになっているのかなというところは、きちっと押さえておきたいわけなんです。2つお願いします。

○バイオマス産業推進課藻類産業室長

今、台湾のほうの状況についてのお尋ねがありましたのでお答えします。

まず、台湾の二酸化炭素なんですけれども、確かに記載していますとおり、二酸化炭素の利活用技術に関しましては、本当にもう驚くような使われ方をされていまして、ここにも記載してありますが、我々が想定した有用成分の抽出だけではなくて、例えば、お米を超臨界流体で洗浄することによって農薬とかを除去するというふうなことであったりとか、コーヒーの、いわゆるコンビニで売っている、店頭でドリップカフェとして売られているコーヒーから、超臨界流体を使って、ちょっといろいろな複雑な工程があるんですけども、最終的には化学繊維、いわゆる服に変換するというふうなことも行われていました。

この二酸化炭素につきましては、これだけ技術は進行してはいますが、台湾での二酸化炭素は石油由来のもの、いわゆる一般に日本でも販売されてる緑色のボンベに詰められている石油由来のものでございます。ただし、台湾側にしましては、台湾も、小さな国ですので、ごみ焼却というのをやっております。ごみについては、回収して、埋め立てではなく、焼却をやってます。そこで、同様に、二酸化炭素が発生してるという部分もございまして、台湾にとっては、佐賀のこの技術っていうのはすごく関心があるというふうに先方から伺いました。

もう一つ、実際になぜ日本で流通してないのかという部分なんですけれども、結局のところ、日本では、いわゆるガスというふうな気体については、燃える気体、例えばプロパンガ

スであったりとか水素ガスであったりとかいう可燃性のガスと二酸化炭素——二酸化炭素は、ある意味、消防の消火剤にも使えるようなものなんですけれども、不燃性のガスも同じ扱いになっております。そういうことで、容器の取り扱いであったりというのが可燃性のガスと同じような、安全係数というのをかけられていたりして、そこが日本ではいろいろ設備をつくる时候にも、その数字がそのまま容器の整備をするための費用等にかかってくるということで、普及してないというふうなことがわかりまして、そのあたりがネックになるのかなというふうに思っています。

実際には、台湾での利活用の目的なんですけれども、台湾を視察したところ、嘉義と申すけれども、これ大分台湾の中部になります。ここは、台湾の中でも最も高齢化、少子高齢化が進んでいるところだと言われてます。台湾政府、地域というか政府というか、台湾自体も、この少子高齢化の部分をどういうふうに解消していこうかということで、産業の発展が必要だ、そこにはこの超臨界二酸化炭素を活用した技術を使って産業活性化していこうというふうなことで、ある意味、私たち佐賀市の考え方とも似通っている状況でもあります。

ということで、台湾での二酸化炭素については、先ほど申し上げました向こうは工業由来の緑ボンベのやつを使っている、佐賀市は今度は清掃工場由来のもので産業を想定してるということで、お互いの将来的な思惑に合致するのかなというふうなことが、今後の事業展開にもなっていくのかなと思いますし、日本のネックになる部分というのは、先ほど申し上げました可燃性ガス、不可燃性ガス、両方とも同じ条件下にあるというところにあるのかなというふうに思っています。以上です。

○山下明子委員

それで、多分台湾との関係でいえば、別にその佐賀のCO₂を台湾に輸出する必要はないと思うんですね。それは、台湾は台湾で佐賀の技術のようなことを台湾という島国でやっていったらいいのではないかと思うんですけれども、要するにそういう可能性があるというところを、活用策の一つのその可能性として見に行ったということで、結局それをもし日本で当てはめるとしたら、今言われたような、ネックを取り外していくっていうことで、もっと伸びていく可能性があるであろうという見込みなわけなんですね。そういうことなんですね。

それで、結局、私もずっとこの委員会を傍聴してきて、やっぱ収支というのは非常に気になって、そこは当然議論になってるんですけども、何と言うんですかね、そもそもその環境面から捨てるべきものを捨てずに、それを生かしてきているっていうことというのは、COP21とかの関係でいくと、そこが注目されているところなわけですね。そうすると、何というか、それをやっているところが今ほかにはないと、全国的に。となると、なかなかその比較検討してどうのこうのっていうのがすごく難しいので、私たちも悩みながらやっていると申すんですけども、もう少しそこら辺をきちっと述べていくっていうんですかね。何かそういう必要があるのではないかなっていう気はちょっとしているんですよ。

ないと、売れない製品を一生懸命生産して、それが売れないで売れ残って大変じゃないかっていうイメージが、やっぱり聞いてると、あるのかなと。

そもそも捨ててきてたものを、中でそれを回収する仕組みを今つくったと。あとは精密なものをつくっていくとしたら、そこにビジネスチャンスを見出した人たちが、そこに飛びついてくれればいいことで、こちらはある意味、二酸化炭素というマテリアルを提供する仕組みをつくったというレベルでもいいのではないかなという気がするんですね。

だから、可能性を探っていかれるのはいいと思うんですが、そこに佐賀市がどんどん飛びついて、がんがん食いついて行き過ぎると、やっぱり心配の種というのが出てくるのかなというふうに思うので、可能性を見せていくっていうんですかね、そういう手前のマテリアルを提供する仕組みがこのようにできてますっていう、そこら辺でいいんじゃないんだろうかなっていう気がずっとしてきてたんですが、どうなんですかね。その辺どのように考えていらっしゃるんですかね。

○江島バイオマス産業推進課長

まさしくその通りで考えております。実は廃棄物であったものを、いろんなエネルギーであるとか、新たな資源として、循環するまちをつくっていかうというのが、もともとのバイオマス産業都市の我々の構想であるということでございます。二酸化炭素につきましても、排出して捨てていたものを新たに資源として回収して使っていこうということから言えば、コンセプトとしては同じものというふうに考えております。我々が今バイオマス産業推進課のほうで進めているのは、いわゆるその廃棄物をまた自然循環していく新たな技術を導入して、産業をリノベートしていかうという感じのイメージのことを今しきりに標榜して話をしているところです。

そういった話をいろんなところでさせていただいていく中で、COPであったりとか、当然環境省とのつながりもありますし、今度外務省の話も出てきますけれども、そういったところで我々が話すことで、実は、いろんないいねをもらえるっていうところですね、そういった話をしているところで、企業とのつながりも出てきて、企業としては、例えば環境に配慮した新たな事業展開を考えなきゃいけない、ただ、どこと組むのかというのが非常に大事になって、そのときに、自治体と組むっていうのが今までなかったよねと。自治体が二酸化炭素を分離回収して供給しますっていうことをコンセプトにやっているところは、今佐賀市しかない。これが、佐賀市のモデルがもし成功するならば、これは世界に打って出られるっていうぐらいの勢いの企業さんもいらっしゃる。

そういった意味では、二酸化炭素分離改修事業そのものは、非常にまだ難局といえますか、いろんな問題点、課題点を抱えていますけれども、コンセプトとしては環境面への配慮もしくは新しい経済をつくっていくということでは非常に注目を受けていますし、そういった引き合いといえますか、御相談といえますか、そういった形でも、かなりの量をいただいております、視察も、かなり増えてきているところでございます。

そういった意味では、今オンリーワンの事業としてやらせていただいておりますので、我々としては、事業として新たにこれを何か踏み込んでやるということではなくて、言われていますように、我々としての、このハード事業をソフト事業に切りかえをして、佐賀市としては、こういうことを提案するので、あとはステークホルダーの方たちにとりか、いろんな企業の皆さんたちに考えてもらって、これを佐賀で実現させてくれませんかということを、今いろんなところで話をさせてもらっていて、それが今、いろんなところから、お話をいただいておりますけれども、それを今後いろんなところでつなげていきたい、それが我々の私たちの仕事だと思っている。

○山田委員

関連ですけど、ちなみに、参加企業が3社ということになっていますが、どういう企業が参加されたとか、社名が言いづらいようだったら、どういう関連の企業なのかちょっと教えてください。

○バイオマス産業推進課藻類産業推進室長

ちょっとやはり企業名につきましては、具体的に申し上げるのは差し控えてもらえばと思いますけれども、参加されたのは機械製造業の会社、そして、食品加工業の会社、それと、アルビータの三者です。

○山田委員

これちょっとこういう質問がいいのかどうか、例えばバイオマス、CO₂を排出する会社、それと供給するほう、例えば、CO₂を出すからこれをどうにかしたいということで参加されてる会社があるのか。それと使いたいからっていうために参加されてる会社があるのか、そこら辺はどうでしょうか。

○バイオマス産業推進課藻類産業推進室長

アルビータにつきましては利用したいってところが、もちろんございます。ほかの2社につきましては、金属加工業のほうは、例えばこの超臨界二酸化炭素の設備等を建設する、整備するとしたら、どのようなことが必要なのかとかいう形の勉強だと思われま。もう1社の食品加工業につきましては、またこの二酸化炭素を活用して、現在、海外で自社の製品を確保していただいているそうなんですけれども、それをもし自社で行うなら、どのような形でできるのかなということの勉強っていうことですので、CO₂排出業者というのはございません。CO₂の利用業者になっております。

○松永幹哉副委員長

今、清掃工場周辺のバイオマスの植物工場の整備が進んでるんですけども、この辺は、実際に我々が視察したりすることは、先方との打ち合わせ等は可能でしょうか。

○江島バイオマス産業推進課長

アルビータには視察していただいていると思いますし、グリーンラボも大丈夫です。あとJAにつきましては、1年ほどは視察の受け入れをちょっと遠慮したいということと言われて

おりますので、そこは、申し入れをしてみて、どういった反応されるのかというところですが、一般的な受け入れはされないということをちょっと言われていたので、そこは要御相談かなと思います。

○松永幹哉副委員長

グリーンラボは大丈夫なんですね。

○江島バイオマス産業推進課長

大丈夫でございます。

○西岡義広委員

雇用の創出ということで、3社で65名ですかね。何人ずつかちょっと教えてください。

○江島バイオマス産業推進課長

65名ですが、アルビータが35名です。JAは23名、グリーンラボが7名でございます。

○西岡義広委員

JAは、経済産業委員会のほうでも農福連携という形で、障がいのある方々の雇用をしようというふうなことを市のほうからお示しになったんですが、その辺まで把握できていますか、どうですか。わかりますか、わかりませんか。

○江島バイオマス産業推進課長

今、障がい者の方を雇用されているということはちょっと事例としてはないんですが、グリーンラボも含めてですけれども、障がい者雇用に積極的にかかわっていきたいということ言われてまして、それで車いすが通るような道であるとか、そういったものはきちっと整備を今されているというところですよ。

○西岡義広委員

答えが聞きづらかったんですが、JAのほうではゆめファームなんですが、農福連携という形で障がいのある方々の雇用はされていないと言われましたかね。

○江島バイオマス産業推進課長

今現在の23名の中には入られていないということでございます。

○野中宣明委員長

ほかございませんでしょうか。

それでは、ないようでございますので……どうぞ。

○喜多環境部長

2 ページ目の藻類産業拠点地事業用地の筆界特定制度の利用を検討するということですが、この件につきましては、制度を利用しなくても、相手方と交渉を進めている中で、話が進むかもしれません。ただ、これが、今回、特定制度の利用を利用するというふうな、例えば、マスコミ報道がなされると、ちょっと地権者ともお会いできなくなる場合がございますので、できればちょっときょうお見えのマスコミの方々に、筆界特定制度を現時点で明確に利用しますということではないということは一ちょっと委員長に向かって言って

いいのか、ちょっとマスコミに向かって言っただけなのか。よければ、委員長からも少しお願いをしていただければ。

○野中宣明委員長

今の申し出に関しては、ちょっと後もって終わりましたから報道の皆さんとちょっと話をします。

ほかにございませんか。

執行部のほうもございませんか。

それでは、以上をもちまして、本日の委員会を閉じたいと思います。